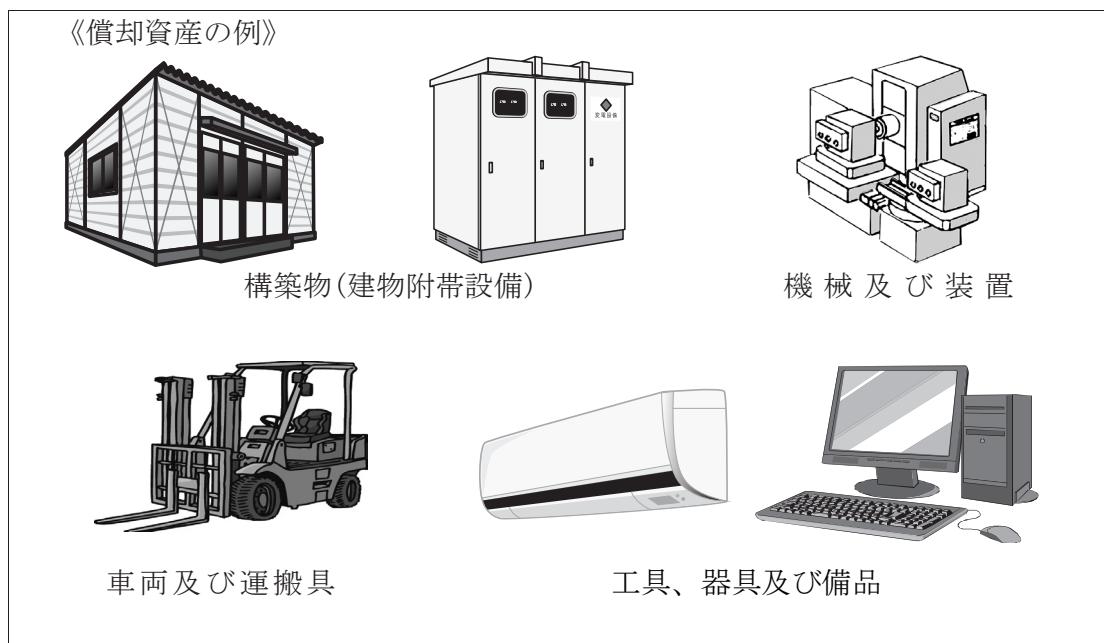


令和8年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

長野市

市税につきましては、日頃からご理解、ご協力いただきありがとうございます。さて、固定資産税(償却資産)のご申告をいただくにあたり、この「申告の手引き」を参考にしていただき、申告書を作成のうえ、ご提出をお願いします。



〈 目 次 〉

〈 ペー ジ 〉

1 償却資産申告のあらまし	1
償却資産申告書の記入例	5
種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例	6
種類別明細書(減少資産用)の記入例	7
2 償却資産の種類	8
3 業種別の主な償却資産	9
4 申告に際しての注意点	10
5 建築設備の償却資産と家屋の一般的な区分	12
6 固定資産税(償却資産)の計算方法	14
7 償却資産に関するQ & A	17
8 償却資産申告書へのマイナンバーの記入について	20

1月20日(火)までの申告書提出にご協力をお願いします。

提出期限は2月2日(月)です。

申告書は長野市役所資産税課または各支所へご提出ください(郵送可)。
期限間近の提出は大変混雑しますので、待ち時間が長くなる可能性があります。
早めの申告にご協力をお願いします。

償却資産の申告は、簡単・便利な電子申告(e-LTAX)をご利用ください。
詳しくは3ページをご確認ください。

1 償却資産申告のあらまし

(1) 償却資産の申告とは

個人や法人で工場や商店、農業等を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けてい る方、太陽光発電等で売電を行っている方が、その事業に用いることができる土地、家屋以外の事業用資産を「**償却資産**」といい、土地、家屋と同じように**固定資産税**が課されます。

長野市において償却資産をお持ちの場合、毎年1月1日(賦課期日)の資産所有状況を1月31日(法定期限)までに、長野市長宛に申告する必要があります。(地方税法第383条)

なお、この申告は所得税・法人税の申告とは目的や内容が異なるため、別途、申告書を提出する必要があります。

(2) 申告する償却資産

令和8年1月1日現在、事業のために使用している資産のうち、土地・家屋以外の有形固定資産で、**所得税・法人税において減価償却の対象となる資産**です。

(詳細はP8~9、19を参照)

申告書は次の書類を参考に作成してください。

- | |
|-------------------------------------|
| ア 個人 → 所得税確定申告書の減価償却費の内訳部分等 |
| イ 法人 → 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、固定資産台帳等 |

※税理士事務所等に事務を依頼する場合は、担当の方にご相談ください。

遊休資産、未稼働資産、建設仮勘定中の資産、簿外資産、減価償却済みの資産、所有権移転等が前提のリース資産等は申告が必要です。

法人の決算期以降、令和8年1月1日までに取得した資産についても申告が必要です。

取得価額が10万円未満の資産であっても、個別に減価償却している資産は申告が必要です。ただし、個人の場合には、取得価額が10万円未満の資産は、個別に減価償却することはないと申告不要です。

なお、用途廃止資産(生産方式の変更、機能の劣化等の理由で使用しなくなり、他に転用する見込みはないが、解体・撤去しない状態にある資産)は申告不要です。

(3) 申告書の書き方が分からぬ場合

長野市役所資産税課償却資産担当 (TEL 026-224-8376 直通)にお問い合わせください。
また、直接来庁される場合は、上記(2)ア又はイの書類をお持ちください。

(4) 提出方法

申告書は2枚複写となっていますので、**1枚目の「提出用」をご提出ください。**

なお、「控用」に受付印が必要な方は、2枚とも提出してください。(郵送で提出する場合は、お手数ですが切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

長野市役所資産税課18番・19番窓口、各支所窓口または郵送にてご提出ください。

期限間近の提出は大変混雑しますので、早めの提出にご協力をお願いします。

提出期限までに申告書を提出していただけない場合、みなし課税(昨年度の資産状況での課税)が行われたり、当初課税(5月)に間に合わず、第2期(7月)以降の課税となることがあります。

(5) 提出期限

令和8年2月2日(月) 消印有効

(6) 申告方法(一般申告)

ア 今までに申告したことのある方

送付いたしました「償却資産申告書」及び「種類別明細書(減少資産用)」に前年度までの申告内容を印字していますので、内容を確認し次のとおり申告してください。

申告の区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書		注意点
		増加資産・全資産用 (第26号様式 別表1)	減少資産用 (第26号様式 別表2)	
資産の増減がない方 <small>増減がなくても申告は必要です</small>	○同封のはがき(簡易申告書)で資産の増減がない申告ができます (切手不要)			
資産が増加した方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		償却資産申告書「17-① 資産増減なし」欄を○で囲んでの申告書提出も可能です。 (P 5 記入例 参照)
資産に異動(減少・訂正)がある方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	異動がある方は、種類別明細書(減少資産用)に印字している資産のうち、 異動資産の行番号を○で囲み、必要項目を記入 してください。 (P 5 ~ 7 記入例 参照)
資産の増加と、異動(減少・訂正)の両方がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	償却資産申告書「17-② 資産増減あり」欄を○で囲んでください。 種類別明細書(増加資産・全資産用)の 必要項目を記入 し、種類別明細書(減少資産用)に印字している資産のうち、 異動資産の行番号を○で囲み、必要事項を記入 してください。 (P 5 ~ 7 記入例 参照)
申告する資産がない方	<input type="radio"/>			償却資産申告書「17-③ 該当資産なし」欄を○で囲んでください。 市内事業所の廃止、廃業、解散等の変更事由がある方は、併せて「※該当資産なしの場合」欄も記入してください。 (P 5 記入例 参照)

※申告期限までに申告がない場合、令和7年度の資産状況で課税(みなし課税)を行い、5月上旬に納税通知書を発送いたします。

イ 初めて申告する方

所得税・法人税における減価償却資産のうち、対象となる資産を次のとおり申告してください。

申告の区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書 増加資産・全資産用 (第26号様式 別表1)	注意点
申告する資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(増加資産・全資産用)に、 長野市内に所在する全資産を記入 してください。 (P 5、6 記入例 参照)
申告する資産がない方	<input type="radio"/>		償却資産申告書「17-③該当資産なし」欄を○で囲んでください。 今後も資産取得の予定がない場合、その旨を「17 備考」欄にご記入いただければ、申告書の送付を停止します。改めて資産取得した際には、資産税課償却資産担当(TEL 026-224-8376)までご連絡ください。 (P 5 記入例 参照)

(7) 申告方法（電算申告）

電算申告とは、申告者自らがすべての償却資産について評価額等を計算した上で申告していただく方式です。提出の際は以下の点にご留意ください。

- ・前年中に資産の増減がない場合でも、必ず全資産の明細を添付し申告してください。
- ・全資産の令和8年1月1日現在の評価額、課税標準額等を算出し記入してください。
- ・課税標準の特例適用資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を算出し記入してください。

(8) 所有者コード記入のお願い（一般申告、電算申告とも）

e L T A Xによる電子申告を行う場合、もしくは事業者側の独自の様式を用いて申告される場合は、同封の償却資産申告書(第26号様式)の右上に記載されている所有者コードを必ず記入してください。

○申告書の提出はe L T A Xによる電子申告をご利用ください

本市では地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用した電子申告を受け付けています。申告書を窓口へ持参もしくは郵送することなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告等の手続きを行うことができますのでご利用ください。

電子申告の内容につきましては、e L T A Xホームページをご確認ください。



P C d e s k（無償のe L T A X対応ソフトウェア）やe L T A Xに対応した市販の税務・会計ソフトにより申告書の作成ができます。

P C d e s kはe L T A Xホームページからダウンロードできます。

e L T A Xに対応している税務・会計ソフトはe L T A Xホームページ上で公開しています。

利用の届出、申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、e L T A Xホームページをご覧いただくか、e L T A Xヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、e L T A Xヘルプデスクにお問い合わせする前に、「よくあるご質問」をご確認いただくようお願いします。

e L T A Xにより申告される場合は、手続名称「全資産申告」により作成、提出いただくようお願いします。

税務システム変更に伴う対応について

行政のデジタル化の一環として、これまで各自治体で独自に構築していた行政情報システムを全国で標準化・共通化することが定められ、長野市の税務システムも令和8年1月1日に更新されます。

この更新に伴い、以下のとおり変更点がありますので、申告書作成の際にご留意いただき、適正な資産管理が図られるようご対応をお願いします。

(1) 申告書様式の変更

償却資産申告書及び種類別明細書は、令和7年12月までに本市で発行するものは2枚複写（提出用+控用）の様式ですが、令和8年1月以降に発行するものは、A4普通紙1枚（提出用のみ）の様式に変更されます。変更後の様式により申告書を作成される場合、控用の様式がありませんので、提出前に写しをとっていただくなど事業者の方でご対応をお願いします。また、控用に本市の受付印が必要な方は、提出用と控用の2部を作成し、切手を貼った返信用封筒を同封して提出をお願いします。

償却資産申告書及び種類別明細書の様式は長野市ホームページにも掲載します。

(2) 任意で設定した資産番号の廃止

従来の様式では事業者の方が任意で設定することができた「資産番号」の項目が廃止され、資産登録の番号は本市で附番する資産コードに一本化されます。この変更により登録済の資産番号は全て削除され、新たな資産番号の登録もできなくなります。

これまで資産番号により資産の管理をされていた事業者の方は、令和8年度申告から資産番号とは別の資産管理方法を構築する必要があります。以下の2点を参考に資産管理方法をご検討ください。

- ・本市が附番する資産コードで管理する。
- ・本市が附番する資産コードとは別に独自で「資産の名称等」に番号、コード等を加えて申告する。

「資産の名称等」には、漢字・ひらがな・カタカナ・アラビア数字・アルファベット文字で20文字まで登録できます。名称等が20文字を超えた場合、先頭から20文字（スペースも含む）までの登録となりますのでご了承ください。

○資産番号の表示箇所（種類別明細書（減少資産用）：赤色の用紙 令和7年12月発行分まで）

所有者コード			種類別明細書（減少資産用）						
本番		枝番	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	
行番号	資産種類	抹消コード (処理コード)	資産番号		年号	年	月		
01	1	00000001	A0001001	アスファルト舗装	1	H	25	8	2,500,000
02	2	00000002	B0002002	太陽光発電設備	1	H	28	3	5,500,000
03	6	00000005	C0003003	パソコン	1	R	3	7	200,000

更新後のシステムで削除される資産番号（令和8年度申告から）
事業者が任意で設定している番号です

本市で附番している資産コード
資産登録の際必ず設定され、更新後のシステムにも引き継がれます

※令和8年1月以降発行される種類別明細書には資産番号は表示されません

例入告書の記入の産資却償

資産の種類		前年前に取得したもの(€)	前年中に減少したもの(€)
取	得		
1	構築物	800,000	
2	機械及び装置	300,000	
3	船舶	75,930,000	180,0
4	航空機		
5	車両及び運搬工具		
6	工具、器具及び備品	1,182,000	
7	合計	1,208,800	
		77,528,800	61,0
			541,0
			*

取得価額

(イ)欄 → 令和7年1月1日以前に取得した資産の種類ごとの取得価額を印字します。

今回、申告もれや金額訂正のある場合は、この欄を訂正してください。

(ロ)欄 → 令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に減少した資産の取得価額を記入してください。

(ハ)欄 → 令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に取得した資産の取得価額を記入してください。

※ 資産の種類ごとの取得価額は1～6欄に、合計の取得価額は7欄に、それぞれ記入してください。

書 告 申 産 資 却 償

卷之三

所 有 者 番 号		本 本		技 一		番 番			
		80999999							
目 次 (イ) (イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)		8 短縮耐用年数の承認		有・無		8~14についてはいずれかに印をつけてください。			
建設業		9 増加償却の届出		有・無		9 増加償却の届出:			
50 百万円		10 非課税該当資産		有・無		該当がある場合、承認通知書(写)等の内容を確認できる書類を提出してください。			
昭和47年 8月		11 課税標準の特例		有・無		11 課税標準の特例:			
TEL 226-4911		12 特別償却又は圧縮記帳		有・無		新たに該当資産を取得した場合は非課税申告書(又は課税標準の特例に係る届出書)を提出してください。			
TEL 224-8376		13 税務会計上の償却方法		定率法・定期法		12 特別償却又は圧縮記帳: 固定資産税(償却資産)において適用はありません。			
15 長野市内における事業所等の所在地: 事業所等資産の所在地		14 青色申告		有・無		15 長野市内における事業所等の所在地: 印字している住所以外に資産所在地がある場合は、記入してください。			
①長野市 大字鶴賀禄町 1613		自己所有家		自己所有家		16 借用資産(有・無)			
②長野市 梶ノ井御琴川281-1		自己所有借		自己所有借		17 備考(添付書類等) 該当する項目に○印をつけてください。			
③長野市		自己所有借		自己所有借		17 備考(添付書類等) 該当する項目に○印をつけてください。			
17 備考(添付書類等) 該当する項目に○印をつけてください。 ①資産増減なし ③該当資産なし ※該当資産なしの場合は、以下についても○印をお願いします。 廃業・解散・市外転出等(一年月)、事業はしているが資産はない		17-① 資産増減なし: 同封のはがきで簡単 申告(ハガキ)で資産 増減なしの申告がで きます。		17-② 資産増減あり: 申告書と種類別明細 書(増加資産・全資 産用、減少資産用) の提出が必要です。		17-③ 該当資産なし: 申告書がない場合は、○ で囲んでください。 *資産がなくなつた翌年は申告 が必要です。			
18 決算期 月 月		19 申告書控 月 月		20 所有者情報送付先確認 月 月		21 内容点検 月 月		22 備考: 下記の場合は詳細について、記 入してください。 (1)個人で、事業(資産)を承継し た場合 (2)法人で名称変更・合併・法人 格の取得等の組織改変があつた 場合	
18 決算期 月 月		19 申告書控 月 月		20 所有者情報送付先確認 月 月		21 内容点検 月 月		22 備考: 下記の場合は詳細について、記 入してください。 (1)個人で、事業(資産)を承継し た場合 (2)法人で名称変更・合併・法人 格の取得等の組織改変があつた 場合	

※ 申告書発送日現在での登録内容を印字していますので、内容をご確認いただき、**変更・訂正等がある場合は、追加記入**してください。
（ただし、印字のない用紙の場合は、記入例を参考にして両面書きなさい）

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち			
長野市 株式会社										枚目		枚のうち			
所有者コード		枝番		資産の名称		数量		取得年月		課税特例		指定年月		摘要	
資産種類	資産番号	資産コード	資産番号	資産の名称	等	数量	年	年	月	課税特例	率	指定年月	年	月	摘要
構築物	80999999	資産番号	(資産番号)	駐車場アスファルト舗装		1	4	31	4	500	000	10	①・2 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
2機械及び装置	01	資産番号	1	緑化施設		1	5	8	1	200	000	20	② 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
3船舶	02	資産番号	1	廃水処理装置		1	5	7	8	1 050	000	11	③ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
4航空機	03	資産番号	2	複写機		1	4	30	12	150	000	5	④ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
5車両及び運搬具	04	資産番号	6			1	5	5	5				⑤ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
6工具、器具及び備品	05	資産番号				1	5	5	5				⑥ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
P4参考	06	資産番号				1	5	5	5				⑦ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	07	資産番号				1	5	5	5				⑧ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	08	資産番号				1	5	5	5				⑨ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	09	資産番号				1	5	5	5				⑩ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	10	資産番号				1	5	5	5				⑪ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	11	資産番号				1	5	5	5				⑫ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	12	資産番号				1	5	5	5				⑬ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	13	資産番号				1	5	5	5				⑭ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	14	資産番号				1	5	5	5				⑮ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	15	資産番号				1	5	5	5				⑯ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	16	資産番号				1	5	5	5				⑰ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	17	資産番号				1	5	5	5				⑱ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	18	資産番号				1	5	5	5				⑲ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	19	資産番号				1	5	5	5				⑳ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
	20	資産番号				1	5	5	5				㉑ 3・4 4・5・6	1・2・3 3・4 4・5・6	申告もれ
						小計				1 900	000		㉒ 3・4 4・5・6	1	計

*すべての減価償却が終わっている資産でも、最低5%の面積を残さなければなりません。
償却資産の申告が必要です。

資産種類：構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品
増加事由：新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他の場合

※※令和8年1月1日現在において、種類別明細書(減少資産用)に印字している資産以外で、申告の対象となる資産がある場合は記入してください。

種類別明細書(減少資産用)の記入例

種類別明細書(減少資產用)

行番号：
異動（減少・訂正）した
資産の行番号を〇で
囲んでください。

所有者コード		本番		枝番		08		種類別明細書(減少資産用)													
行番	資産種類 (抹消コード) 資産番号	資産番号 (処理コード)	資産番号	資産の名称等		数量	取得年月 年号	取得年月 年号	耐用年数	取 得 価額	額	耐用年数	特例年数	申告年度	減少事由	減少区分	指定期年 ラグ	異動年 度	摘要	枚数	枚のうち
① 1	00000001	①	①	プロックペイ		1	H 27	12	300	000 15		1②	① 2	1・2・3	07	07	07	07	07		
② 2	00000001	②	②	ヨウセツキ	*	1	S 62	3	180	000 14		1・2	① 2	1・2・3	07	令和7年 松本市 へ移動	③ 4	④ 4・5・6	07		
③ 2	00000002	③	③	フライス盤		1	H 22	11	55	000 14		1・2	① 2	1・2・3	07	耐耐用年数訂正	③ 4	④ 4・5・6	07		
④ 2	00000003	④	④	変圧器		1	H 27	9	750	000 14		1・2	① 2	1・2・3	07	取扱年月訂正	④ 4	④ 4・5・6	07		
⑤ 2	00000005	⑤	⑤	NC旋盤		1	H 28	10	20	000 10		1・2	① 2	1・2・3	07	各社打正	④ 4	④ 4・5・6	07		
⑥ 6	00000002	9812601A	9812601A	コンテナ		1	H 28	1	1,000	000 11		1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	07		
⑦ 6	00000003	⑥	⑥	ネジ切り機	*	2	S 29	3	122	000 2		1②	① 2	1・2・3	07	△ 1台、 △ 61,000円	③ 4	④ 4・5・6	07		
⑧ 6	00000006	⑦	⑦	ハノコン	*	1	H 30	12	125	800 5		1②	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
⑨												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
10												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
11												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
12												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
13												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
14												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
15												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
16												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
17												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
18												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
19												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		
20												1・2	① 2	1・2・3	07		③ 4	④ 4・5・6	06		

備品及び工具、器具及び運搬機械、車両及び船舶、構築物、機械及び装置、資產種類：

①全部減少資産の記入例

- ②移動資産の記入例
- ③耐用年数変更資産の記入例
- ④取得年月訂正資産の記入例

- ⑤名称訂正資産の記入例
- ⑥一部減少資産の記入例
- ⑦令和6年以前減少資産の

卷之三

卷之三

10 of 10

卷之三

4:その他 3:移動 2:滅失 1:訂正

正言記

いま
しに手を登るといいこい

なお、記入のない資産は、引き続き所有されているものとして取り扱います。

摘要:		移動、売却による減少の場合は、移動先、売却先を記入してください。		内容を訂正する場合は、その旨を記入してください。					
		名稱訂正							
1	R 3 6	20,000	000 10	1・2 3・4	1・2 4・5・6				
1	H 28 1	1,000	000 11	1・2 3・4	1・2 4・5・6				
2	H 29 3	122,000	183,000 2	1・2 3・4	1・2 4・5・6				
*	H 30 12	125,800	5	1・2 3・4	1・2 4・5・6				
*				1・2 3・4	1・2 4・5・6				
減少事由:		異動年:		減少区分:					
1売却		2・3		2・3					
2減失		5・6		5・6					
3移動		2・3		2・3					
4子の他		4・5・6		4・5・6					
「*」印のある資産は、評価額の最低限度(取得価額5%)であることを意味します。									
年号: 明治 T 大正 S 昭和 H 平成									

「三」がある場所には、必ず「ひい」と「まへ」が並んでゐる。

2 償却資産の種類

個人や法人で工場や商店、農業等を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、事業のために使用している固定資産(※)を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課されます。具体的には次のようなものがあります。

特許権、営業権等の無形減価償却資産は申告不要です。

※事業のために使用しているとは、所有者が償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

資産種類		具 体 例										
	構 築 物 附 帶 設 備	広告塔、看板、門、塀（フェンス）、外灯、駐車場などの路面舗装、側溝、井戸、植栽工事、緑化施設、簡易間仕切り、簡易プレハブ（基礎がなく、移動可能）、カーポート、自転車置き場等										
1	建 物 附 帶 設 備	<p>(1) 家屋の所有者及び賃借人が取り付けた建物附帯設備 ア 特定の生産・業務用設備 動力設備、給排水設備、ガス設備、ボイラー等 イ 受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視制御設備等 ウ 構造的に家屋と一体になっていない設備（太陽光発電設備等）</p> <p>(2) 賃借人が事業のために取り付けた建物附帯設備 電気設備、給排水設備、衛生設備、内部造作（内装工事）等</p>										
2	機 械 及 び 裝 置	(1) 工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤、コンプレッサー、プレス機等） (2) 木工機械（加工機、製材機等） (3) 印刷機械（印刷機、製版機、断裁機等） (4) 食品製造加工機械（食肉加工機、製麵機、モーター、ポンプ等） (5) 土木建設機械（パワーショベル、クレーン、コンベア等） (6) その他各種産業用機械装置（太陽光発電設備等）										
3	船 舶	モーターボート、カヌー、漁船、しゅんせつ船等										
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等										
5	車両 及 び 運搬具	<p>トロッコ、台車、貨車、構内運搬具、動力運搬車、大型特殊自動車(※)等</p> <p>(1) (※)大型特殊自動車の登録番号は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>大型特殊自動車(建設機械)</td><td>0、00～09、000～099</td></tr> <tr> <td>〃 (建設機械以外)</td><td>9、90～99、900～999</td></tr> </table> <p>(2) 大型特殊自動車と小型特殊自動車・新小型特殊自動車は、次により区分します。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 車体長さ4.70m以下</td><td>イ 車体幅1.70m以下</td><td>ウ 車体高さ2.80m以下</td></tr> <tr> <td>エ 最高速度15km/時以下</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※新小型特殊自動車（農耕作業用）については、最高速度35km/時未満</p> <p>(I) ア～エの全て又は※に該当する場合は、小型特殊自動車・新小型特殊自動車です。→ 申告不要</p> <p>(II) 上記以外は、大型特殊自動車です。→ 申告必要</p> <p>(3) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべき車両は申告不要です。</p>	大型特殊自動車(建設機械)	0、00～09、000～099	〃 (建設機械以外)	9、90～99、900～999	ア 車体長さ4.70m以下	イ 車体幅1.70m以下	ウ 車体高さ2.80m以下	エ 最高速度15km/時以下		
大型特殊自動車(建設機械)	0、00～09、000～099											
〃 (建設機械以外)	9、90～99、900～999											
ア 車体長さ4.70m以下	イ 車体幅1.70m以下	ウ 車体高さ2.80m以下										
エ 最高速度15km/時以下												
6	工具、器具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、レジスター、パソコン、陳列ケース、厨房機器、医療機器、理容・美容機器、娯楽機器、農機具、ステレオ、テレビ、エアコン（局所的なもの）等										

3 業種別の主な償却資産

共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、金庫、自動販売機、太陽光発電設備、(袖)看板、サイネージ、路面舗装、簡易間仕切り、駐車場設備、POSレジ、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、特定の生産・業務用設備(動力幹線設備、給排水設備等)等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車、発電機等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍・冷蔵庫等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容機器、洗面設備、消毒殺菌器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔等)設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御設備、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、路面舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
浴 場 業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル 館 業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ(スロット)機、パチンコ(スロット)機取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機、受変電設備等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、人工芝、ボール自動貸出機、集玉設備等

4 申告に際しての注意点

(1) 申告書作成について（記入例は5～7ページに記載しています。）

ア 取得価額の計算方法について

(I) 税込経理方式を採用 → 消費税額を取得価額に含める。

(II) 税抜経理方式を採用 → 消費税額を取得価額に含めない。

また、居抜きで購入した店舗設備や無償譲渡資産等で取得価額が不明な場合は、見積価額を取得価額としてください。

イ 耐用年数を法改正により変更した場合について

種類別明細書(減少資産用) (P 7 3行目 参照)

耐用年数欄 …新耐用年数 / 摘要欄 …法改正 旧耐用年数○年を記入

ウ 相続、合併等により資産を承継した場合について

(I)個人 → 原始取得価額と耐用年数を申告 → 移動取得

(II)法人 → a 期末簿価と中古耐用年数で固定資産台帳を作成 → 新規取得

b 原始取得価額と耐用年数で固定資産台帳を引継 → 移動取得

なお、資産の承継元や承継時期等を種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に記入してください。

エ 資産を売却した場合について

市内の事業所廃止、休業、解散等の理由で、資産を譲渡した場合は、種類別明細書(減少資産用)の摘要欄に売却先の名称、住所及び電話番号を記入してください。

(2) 課税標準額について

ア 固定資産税(償却資産)の評価額の計算方法は、旧定率法です。

イ 資産1点ごとの評価額を合計した金額が決定価格です。

ウ 決定価格の1,000円未満を切捨てた金額が課税標準額です。

(3) 課税について

ア 税額と税率について

固定資産税(償却資産)は、全体の課税標準額が**150万円以上の場合に課税**されます。

なお、全体の課税標準額が**150万円未満**の場合は課税はされませんが、法律に基づき
申告書の提出は必要です。

税率は、課税標準額の**1.4%**(100分の1.4)です。

イ 課税内容の確認について

固定資産税の課税標準額及び税額についての閲覧期間は、毎年4月1日から5月31日までです。

閲覧期間中は、請求者に無料で現年度の「償却資産課税台帳」を交付します。

なお、閲覧期間以降や過年度の「償却資産課税台帳」の交付については、有料(手数料1枚あたり300円)です。

また、申告書の提出が法定期限に間に合わなかった場合、閲覧期間中に「償却資産課税台帳」を交付できないことがあります。

(4) 納税について

ア 納税通知書の発送について

固定資産税の納税通知書は、5月上旬に発送予定です。また本市の**償却資産の納税通知書**は、**土地・家屋分とは別に送付**させていただいております。

なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されないため、納税通知書を発送しません。

イ 納期について

固定資産税の年税額は、第1期(5月)、第2期(7月)、第3期(12月)及び第4期(翌年2月)の年4回に分けて納めていただきます。（過年度分は、課税を行った納期に一括で納付していただきます。）

(5) 実地調査・税務署調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づき資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき所得税又は法人税に関する資料について所管する税務署において閲覧を行っています。

以上の調査により、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(6) 修正申告について

申告した内容に誤りがあったことが判明した場合は、速やかに修正申告書を提出してください。

また、**電算処理による全資産申告方式**の方で、令和7年度以前に資産の増減があり修正申告をする場合、**修正申告書は年度ごとに作成**してください。

(7) 遅及について

固定資産税（償却資産）は、**申告年度より5年を限度として遅及**し課税標準額の計算をするため、申告内容によっては**追徴又は還付**になる場合があります（地方税法第17条の5第5項）。

課税標準額を過年度に遅及して計算した場合、「**税額変更通知書**」及び「**納税通知書**」は年度ごとに作成し、発送いたします。

(8) 虚偽の内容を申告した場合や申告をしなかった場合について

申告するべき事項について虚偽の内容を申告した場合は、懲役又は罰金を、正当な理由がないのに申告をしなかった場合は、過料を課すことや延滞金を加算して不足税額を追徴することがあります（地方税法第385条及び第386条、長野市市税条例第75条）。

(9) 特別な計算方法等について

ア 短縮耐用年数、増加償却、陳腐化償却について

該当資産の摘要欄にその旨を記入し、併せて承認通知書（写）等の内容を証明できる書類を提出してください。

イ 非課税、課税標準の特例について

新たに該当資産を取得した場合は、該当資産の摘要欄に適用条項を記入し、併せて「**非課税申告書**」又は「**課税標準の特例に係る届出書**」（長野市ホームページよりダウンロードできます。）を提出してください。

なお、非課税については地方税法第348条を、課税標準の特例については同法第349条の3、同法第349条の3の4及び地方税法附則第15条を参照してください。

適用条項によっては、別途、必要書類があるため、事前に、資産税課償却資産担当（TEL 026-224-8376 直通）にお問い合わせください。

5 建築設備の償却資産と家屋の一般的な区分

※ 貸借人が事業のために取り付けた建築設備については「家屋に含める主なもの」に区分していても申告が必要です。

区分	設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	電気設備	受変電設備一式、予備電源設備一式(蓄電池設備、発電機設備)、電力引込設備、中央監視設備	-
	動力配線設備	特定の生産・業務用設備一式	分電盤、操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、プルボックス、配管、配線
	電灯コンセント配線設備	分電盤から外側の配線	電灯、分電盤、アウトレットボックス、スイッチ、コンセント、ワイヤリングダクト、配管、配線
	照明器具設備	屋外照明設備、ネオンサイン、投光器、スポットライト、電球	屋内照明設備(照明器具、配管、配線)
	電話設備	電話機、交換機等の装置	端子盤、ボックス、ケーブルラック、ローテーションスタッド、配管、配線
	出退表示設備	-	表示器、押ボタン、ボックス、配管、配線
	呼出信号設備	-	信号盤、押ボタン盤、ボックス、配管、配線
	自動車管制装置	-	感知器、各種表示灯、配管、配線
	盜難非常通報装置	-	通報装置、配管、配線
	インターホン配線設備	-	設備一式
備	拡声器配線設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ、ミキサ、出力制御装置	ボックス、配管、配線
	電気時計配線設備	親時計、子時計、配電盤等の装置	ボックス、配管、配線
	工業用テレビ配線設備	カメラ、テレビ	同軸ケーブル、接栓、ボックス、配管、配線
	テレビジョン共同聴視設備	受像機、テレビ	アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、ケーブル、ボックス、配管、配線
	ナースコール設備	-	設備一式
	給排水設備	屋外給排水設備、屋外雨水処理設備(貯留槽、浸透升、排水管)、特定の生産・業務用設備一式、瞬間湯沸器(局所的なもの)	屋内給排水設備(高架水槽、受水槽、ポンプ、ボールタップ、バルブ、カラン、配管)
衛生設備	中央式給湯設備	屋外の配管、独立煙突・煙道	ボイラー、タンク、温度調節弁、ポンプ、バルブ、カラン、配管
	中央式冷水設備	-	チラーユニット、タンク、冷却塔、ポンプ、バルブ、カラン、配管
	衛生器具設備	-	大便器、小便器、洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、ユニットシャワー、キッチンユニット
	ガス設備	屋外配管(メーターから外側)、屋外ガス供給設備	屋内配管、バルブ、ガスカラン
	浄化槽設備	家屋と一体でない設備一式	家屋と一体の設備一式

区分	設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
空調設備	中央熱源冷房設備	ルームエアコン（局所的なもの、ウインド型・壁掛け型）	中央空調設備一式（冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク、ダクト、空調機、送風機、吹出口、吹込口、ダンパー、コンベクター、自動制御機器、ポンプ、バルブ、配管）
	中央熱源直接暖房設備		個別空調設備一式（マルチシステム・パッケージシステム、自動制御機器等、送排風機、吹出口、ダンパー、換気扇、天井扇、排煙機、排煙口、給気口、ダクト、パイプコイル、循環ポンプ、配管）
	中央熱源温風暖房設備		
	床暖房設備		
	換気設備、換気扇、天井扇		換気扇、天井扇
	一般機械排煙設備		排煙機、排煙口、ダクト、ダンパー、ベンチレーター
	非常用エレベーター 乗降ロビー		
	特別避難階段附室排煙		
防災設備	火災報知設備	屋外の装置、配線	受信機、副受信機、感知器、P型手動発信機、配管、配線
	避雷突針設備	－	突針、導線、接地電極
	避雷導体設備	－	導体、雑材
	消火栓設備	消火器、ホース、ノズル、炭酸ガスボンベ、屋外の消火栓設備、パッケージ型消火設備	消火ポンプ、消火栓、サイアミーズコネクション、バルブ、配管
	ドレンチャー設備		ヘッド、ポンプ、バルブ、配管
	炭酸ガス消火設備		炭酸ガスボンベ用架台、ノズル、サイレン、押ボタン、バルブ、配管
	泡消火設備		原液タンク、ヘッド、ポンプ、ポンプ架台、バルブ、配管
	スプリンクラー設備		エンジン、ヘッド、ポンプ、バルブ、配管
運搬設備	気送管設備	気送子	気送管設備一式（エア・ショーター）
	ベルトコンベア設備	生産用ベルトコンベア設備一式	事務用ベルトコンベア設備一式（電動モーター、ベルト、ローラー、滑車等）
	エレベーター設備	－	エレベーター設備一式
	ダムウェーター設備	－	ダムウェーター設備一式
	エスカレーター設備	－	エスカレーター設備一式
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ、移可動の清掃機器	窓ふき用ゴンドラ（家屋と一体）
その他設備	その他設備	劇場照明設備、劇場スクリーン、金庫室内装、POSシステム、CDブース、独立焼却炉、冷凍倉庫用設備一式、夜間金庫、簡易間仕切り、カーテン、ブラインド、避難用具、集合郵便受け、文字看板、(袖)看板、広告塔	劇場等の舞台、背景等の巻取り、吊下げ装置、舞台転換用装置、幕、階段手すり等の特殊装飾、固定椅子、グリル、ルーバー、金庫扉、格子戸、化粧板、マンホール扉、カウンター、風除けスクリーン、書庫扉、既製間仕切り、作り付け家具（家屋と一体）
屋外設備	屋外設備	立体駐車場、機械式駐車設備、ウッドデッキ	非常階段、ポーチ、外廊下

6 固定資産税(償却資産)の計算方法

(1) 評価額の計算方法

評価額は、取得価額を基に資産ごと耐用年数に応じた減価償却を行い計算します。なお、一般申告方式で申告される場合、評価額は長野市側のシステムで算出いたします。

ア 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

イ 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

計算例 1

取得価額3,000,000円、取得年月令和5年3月、耐用年数10年の資産(A)の評価額

$$\text{令和6年度評価額} = 3,000,000円 \times (1 - 0.206 / 2) = 2,691,000円$$

$$\text{令和7年度評価額} = 2,691,000円 \times (1 - 0.206) = 2,136,654円$$

$$\text{令和8年度評価額} = 2,136,654円 \times (1 - 0.206) = 1,696,504円$$

※ 耐用年数 10年の減価率 : 0.206 (P15 減価率及び減価残存率表 参照)

計算例 2

取得価額1,500,000円、取得年月令和7年3月、耐用年数20年の資産(B)の評価額

$$\text{令和8年度評価額} = 1,500,000円 \times (1 - 0.109 / 2) = 1,418,250円$$

※ 耐用年数 20年の減価率 : 0.109 (P15 減価率及び減価残存率表 参照)

(2) 評価額の最低限度

取得価額の5% (100分の5) です。

(3) 決定価格

資産1点ごとの評価額を合計した金額が決定価格です。

(4) 課税標準額

決定価格の1,000円未満を切り捨てた金額が課税標準額です。

(5) 税額

課税標準額に1.4% (100分の1.4) を乗じ、100円未満を切り捨てた金額が税額です。

計算例 3

資産(A)と資産(B)を所有する場合の税額

$$\text{令和8年度決定価格} = \text{資産(A) } 1,696,504円 + \text{資産(B) } 1,418,250円 = 3,114,754円$$

令和8年度課税標準額 = 3,114,000円 (1,000円未満切捨て)

$$\text{令和8年度税額} = 3,114,000円 \times 0.014 = 43,596 \rightarrow 43,500円 (100円未満切捨て)$$

参考1 減価率及び減価残存率表（抜粋）

*地方税法第388条に基づき総務大臣が告示した「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応する減価率表」により作成

耐用年数	耐用年数に応する減価率 r	減価残存率		耐用年数 r	減価残存率		
		前年中取得のもの $1-r/2$	前年前取得のもの $1-r$		前年中取得のもの $1-r/2$	前年前取得のもの $1-r$	
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

*固定資産税（償却資産）の評価には、原則として減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を用います。（次ページの表を参考にしてください。）

また、短縮耐用年数、耐用年数省令による見積耐用年数についても適用します。

参考2 耐用年数表（抜粋）

*減価償却資産の耐用年数等に関する省令より一部抜粋して作成
下記にない資産は、同省令の別表を参照してください。

○建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
賃借物件の内装工事		(注1)
電気設備	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷暖房・通風	冷暖房設備（冷凍機出力22kw以下）	13
ボイラー設備	その他のもの	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
LAN配線（光ケーブル等）		10

○構築物

広告用のもの	主として金属製のもの その他のもの	20 10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園	7 20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷 アスファルト敷、木れんが敷 ビチューマルス敷	15 10 3
門扉・塀・フェンス	コンクリート造、ブロック造 れんが造 金属造	15 25 10
物置（簡易なもの）・仮設建物		7

○機械及び装置（注2）

食料品製造業用設備	10
木材・木製品製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
農業用設備	7
総合工事業用設備	6
飲食店業用設備	8
宿泊業用設備	10
自動車整備業用設備	15
洗濯業・理美容業・美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備（ターンテーブル等）	10
太陽光発電設備	17

○車両及び運搬具

自転車	2	
フォークリフト（小型特殊自動車を除く）	4	
その他のもの	自走能力を有するもの その他のもの	7 4

○工具

測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む)	5	
治具及び取付工具	3	
型、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型 その他のもの	2 3
切削工具	2	

(注1)天井、壁などの内装工事は、その建物の耐用年数、工事種類、用途等を勘案し、合理的に見積もった耐用年数を適用します。
なお、給排水設備や電気設備などは、建物附属設備の耐用年数を適用します。

(注2)機械及び装置となる設備の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に掲げる設備の耐用年数を適用することとなります。

○器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
家具・電気機器・ガスマシン器及び家庭用品	事務机・椅子・キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客用のもの その他のもの	5 8
	陳列棚、陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具（接客業用のもの）	5
	ラジオ、テレビ等、その他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
	カーテン、座布団、寝具、その他類似の繊維製品	3
	食事又は厨房用品 陶磁器又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	電子計算機 パソコン（サーバー用のものは除く） その他のもの	4 5
事務通信機器	複写機、レジスター、その他これらに類するもの	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
	インターホン、放送用設備	6
	看板、ネオンサイン	3
看板広告器具	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
	理容又は美容機器	5
医療機器	レントゲンその他電子装置使用機器 移動式、救急医療用、自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	パチンコ台	2
	碁、将棋、麻雀その他の遊戯具 スポーツ具（トレーニングマシン等）	5 3
	葬儀用具	3
その他	楽器	5
	自動販売機	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	金庫（手さげ金庫） (その他のもの)	5 20
	防犯カメラ	6
	集合郵便受け、宅配ボックス	10

7 償却資産に関するQ & A

(1) 建物附帯設備について

Q 建物附帯設備における、家屋と償却資産の区分について説明してください。

A 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備は、原則として家屋に含めて取り扱いますが、**次の設備については償却資産**として取り扱います。

ア 特定の生産・業務用設備

例 … 工場における動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、紡績工場における湿温度調和設備等

イ 独立した機械や装置として使用的設備

例 … 発電・変電設備、中央監視制御装置、ルームエアコン、ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話交換機等

ウ 構造的に家屋と一体となっていない設備

例 … 屋外に設置した給水塔、屋外給排水設備、独立煙突等

エ 顧客に対するサービス設備としての性格が強い設備

例 … ホテル、百貨店、病院等における厨房設備、洗濯設備等

オ 貸借人（テナント）が事業のために取り付けた建物附帯設備

例 … 電気設備、給排水設備、衛生設備、内部造作（内装工事）等

地方税法（第343条第10項）改正にあたり、平成17年6月30日に長野市市税条例（第53条第7項）が改正されました。

この改正により、貸借人が事業に使用するために、借家に取り付けた建物附帯設備については、貸借人を所有者とみなし、償却資産として課税します。

そのため、**平成17年6月30日以降に取り付けた建物附帯設備**については、**貸借人が償却資産として申告する必要があります。**

なお、**平成17年6月29日以前に取り付けた建物附帯設備**については、**賃貸借契約書等において定める原状回復義務の内容により判断します。**

平成17年6月29日以前	原状回復義務なし → 対象外（家屋）
	原状回復義務あり → 申告必要（償却資産）
平成17年6月30日以降	原状回復義務なし・ありにかかわらず 申告必要（償却資産）

貸借人が建物附帯設備（内装設備等）を取り付けた場合、家屋所有者と連名で「特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税申出書」をご提出いただくことがあります。

詳細は、資産税課家屋評価担当（TEL 026-224-7176 直通）にお問い合わせください。

(2) リース資産等の申告者(納税者)について

Q リース資産等についてはどのように申告すればよいですか？

A リース資産等については、契約内容により申告者(納税者)が異なりますので、次の表を参考に判断してください。

契 約 内 容		申 告 者 (纳 税 者)
リ ー ス	ファイナンス・リース	リース会社
	所有権移転ファイナンス・リース (H20.4.1~契約の取得価額が20万円未満の資産は申告対象外)	賃借人
	オペレーティング・リース	リース会社
	メンテナンス・リース	リース会社
	レンタル	レンタル会社
	所有権留保付売買(割賦販売)	買主

(3) 中古資産の耐用年数の見積り簡便法について

Q 中古資産については、事業のために使用したとき以降の使用可能期間を見積もって、耐用年数にすることができるそうですが、簡単に計算する方法はありませんか？

A 計算方法については次のとおりです。

ア 法定耐用年数の全部を経過した中古資産
法定耐用年数の100分の20に相当する年数を耐用年数とします。

計算例 1 法定耐用年数30年の構築物を建築から40年後に取得した場合

$$30年 \times 20/100 = 6年$$

イ 法定耐用年数の一部を経過した中古資産
法定耐用年数から経過した年数を控除し、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数を耐用年数とします。
なお、計算した年数に1年未満の端数がある場合には、端数を切捨てた年数を耐用年数とします。
また、計算した年数が2年未満の場合は、2年を耐用年数とします。

計算例 2 法定耐用年数30年の構築物を建築から12年後に取得した場合

$$(30年 - 12年) + (12年 \times 20/100) = 20.4年 \rightarrow 20年$$

(4) 所得税・法人税の減価償却資産との相違について

Q 固定資産税の課税対象となる償却資産と所得税・法人税における減価償却資産は、どのような点で異なりますか？

A 所得税・法人税における減価償却資産との相違点は次のとおりです。

申告の区分	固定資産税	所得税・法人税	備考
建物	一部申告対象	申告対象	土地に定着していない簡易倉庫や周壁のない車庫等は申告が必要です。
建物附帯設備	一部申告対象	申告対象	
車両	一部申告対象	申告対象	自動車税・軽自動車税の課税対象でない車両は申告が必要です(P8参照)。
生 物	一部申告対象	申告対象	観賞、興行等の事業のために使用する生物は申告が必要です。
無形減価償却資産	申告対象外	申告対象	
少額減価償却資産	3年一括償却資産 全額損金算入資産(租税特別措置法)	申告対象外 申告対象	取得価額が20万円未満で3年間で損金に算入する資産は申告不要です。 取得価額が30万円未満で中小企業者少額資産特例適用の資産は申告が必要です。
償却計算の期間	暦年 (賦課期日制度)	事業年度	
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制度	
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却	
圧縮記帳の制	認められません	認められます	圧縮前の金額を取得価額として申告してください。
特別償却、割増償却	認められません	認められます	
短縮耐用年数、増加償却、陳腐化償却	認められます	認められます	該当資産の摘要欄にその旨を記入し、必要書類を提出してください(P11(9)参照)。
評価額の最低限度	取得価額の5%(100分の5)	備忘価額 1円	耐用年数を過ぎても事業用として使われている間は申告の対象となります。
改良費	区分評価	原則区分評価 一部合算評価可	本体設備と改良費は区別して申告してください。

8 償却資産申告書へのマイナンバーの記入について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続の開始により、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号）、法人番号の記入をお願いしています。個人は、番号法（第16条）に基づき、以下の資料により申告者本人のマイナンバー（個人番号12桁）の確認、及び申告者本人の身元確認を実施します。法人については、確認資料の提出は不要です。

申告書のマイナンバー記入欄にアスタリスク（＊）が印字されている方は、マイナンバーの確認が完了しておりますので、確認資料の提出を省略していただいて差し支えありません。アスタリスクが印字されている方でも、マイナンバーの変更があった場合は、改めて記入をお願いします。

なお、マイナンバー（個人番号）、法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

（1）本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要資料（いずれか1点）
マイナンバー（個人番号）確認	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・個人番号記載の住民票の写し
身元確認	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証、パスポートなど・公的医療保険の保険証（国保、介護保険証など）・本市から送付した印字された償却資産申告書・本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの

※郵送による申告の場合は、上記資料の写しを同封してください。

（2）代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要資料（いずれか1点）
申告者本人のマイナンバー（個人番号）確認	<ul style="list-style-type: none">・申告者本人の個人番号カード・申告者本人の個人番号記載の住民票の写し
代理人の身元確認	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証、パスポートなど・公的医療保険の保険証（国保、介護保険証など）・税理士証票・本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの (いずれも代理人のもの)
代理権の確認	<ul style="list-style-type: none">・委任状・税務代理権限証書

※申告者以外の代理人が申告書を持参される場合は、次ページの委任状をご使用ください。

電子申告（e-LTAX）で申告される場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、上記資料の添付は不要です。

(個人事業者用)

切り取り線

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

償却資産申告書の提出における個人番号の提供に関する権限

令和 年 月 日

(委任者) 氏名 _____ (印)

(必ず委任者(申告者)が自署押印してください)

課税内容の確認について

固定資産税の課税標準額及び税額の閲覧期間

毎年4月1日から5月31日まで
(土・日曜日及び祝休日を除く)

閲覧期間中は請求者に無料で現年度の「償却資産課税台帳」を交付します。

閲覧期間以外や過年度の「償却資産課税台帳」の交付については有料です。
(手数料1枚あたり300円)

なお、申告書の提出が法定期限（1月31日）に間に合わなかった場合は、
閲覧期間中に「償却資産課税台帳」を交付できないことがあります。

提 出 先 及 び 問 合 せ 先	長野市財政部資産税課償却資産担当 (市役所第一庁舎3階) 〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 TEL 026-224-8376 FAX 026-224-7083 Email sisanzei@city.nagano.lg.jp
-------------------------	--